

## 別添

### 根拠法令・条項

- 1 高知県行政手続条例  
第12条第1項
- 2 古物営業法（昭和24年法律第108号）
  - ・ 第6条（許可の取消し）
  - ・ 第21条（差止め）
  - ・ 第21条の7（競りの中止）
  - ・ 第23条（指示）
  - ・ 第24条（営業の停止）
- 3 質屋営業法（昭和25年法律第158号）  
第23条（差止）  
第25条第1項（許可の取消し又は停止）
- 4 警備業法（昭和47年法律第117号）  
第8条（認定の取消し）  
第22条第7項（警備員指導教育責任者資格者証の返納命令）  
第23条第5項（合格証明書の返納命令）  
第42条第3項（機械警備業務管理者資格者証の返納命令）  
第48条（指示）  
第49条第1項（営業の停止等）
- 5 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第80号）
  - ・ 第14条（指示）
  - ・ 第15条第1項（営業の停止等）